

ii. 単体規定

ii-01 ラック式倉庫と一体となった建築物等の耐火性能

ラック式倉庫とその他の部分が一体となった建築物又はラック式倉庫が組み込まれた建築物の法第27条及び第61条の適用については、建築物全体の用途・規模により適用する。なお、建築物全体を準耐火建築物としなければならない場合、ラック式倉庫部分の構造は下表によるが、それ以外の部分の構造は令第109条の3第一号又は第二号いずれであっても差し支えない。

		当該の床面積の合計			
		500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 1500㎡未満	1500㎡以上
当該部分の 高さ	10m未満	———			
	10m以上 15m未満	耐火建築物又は 準耐火建築物		耐火建築物又は令第109条の 3第一号の規定による準耐火 建築物	
	15m以上				

関連法令等	法第27条・第61条、令第109条の3
参 考	「防火避難規定の解説2016（第2版）」P.169, 日本建築行政会議「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年版）」
実施年月日	H21. 8. 18, H24. 8. 18, H29. 2. 1

【解説】

ラック式倉庫等については、防火避難規定の解説2016（第2版）、日本建築行政会議「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年版）」に取扱いが定められているが、それ以外の本市の取扱いを示したものである。

なお、ラック式倉庫とは、物品の出し入れを搬送施設によって自動的にいき、通常、人の出入りが少ないものをいう。

多層式倉庫については、ラック式倉庫と異なり、内部で人が作業を行う場合が多いことから、作業可能な部分を床とみなして、通常の倉庫同様に、法を適用することが妥当であると考えられる。ラック式と多層式を複合した形式の倉庫については、ラック式倉庫と多層式倉庫の両方の取扱いを勘案して、安全側で判断することとする。

ii-02 台所の採光

住宅の台所であって、以下の全てに該当する場合は、法第28条第1項に規定する住宅の居室に該当しないと取扱うことができる。

1. 調理のみに使用し、食事の用には供しないこと。
2. 床面積が小さく、他の部分と間仕切壁等で明確に区画されていること。

関連法令等	法第2条第四号・第28条第1項
参 考	
実施年月日	H21.8.18

【解説】

居室の定義は「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」である。住宅の台所で小規模（概ね10㎡）の場合には、使用が調理に限られ継続的でない使用実態から採光の必要な居室として取扱う必要はないと考えられる。

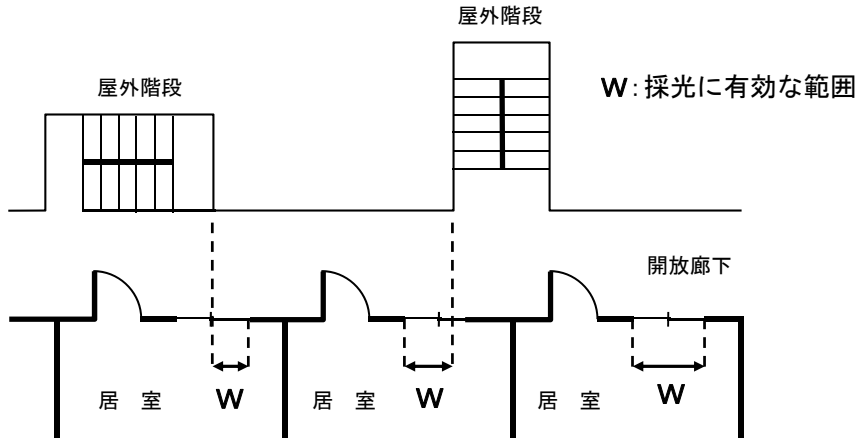
ii-03 有効採光面積の算定方法

1. 開口部の有効面積

採光に有効な開口部の面積は、サッシの内法寸法で算定する。

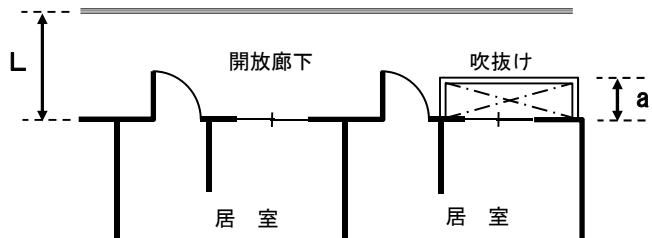
2. 屋外廊下等がある場合の算定

(1) 居室の開口部が屋外階段に面する場合



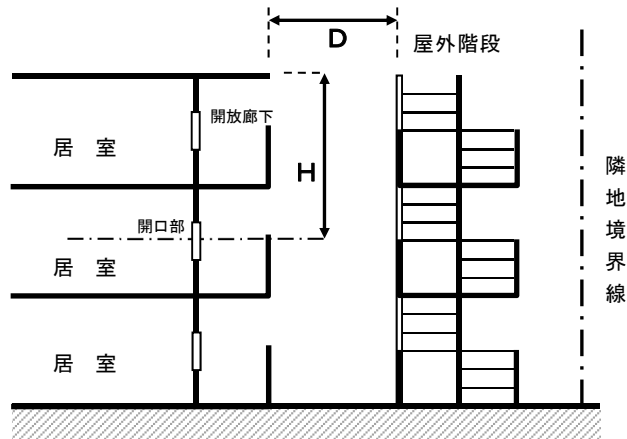
(2) 開放廊下に面する場合

- $L (\ast L - a) \leq 2 \text{ m}$ 開口部の面積 $\times 1.0 \times$ 採光補正係数
- $2 \text{ m} < L (\ast L - a) \leq 4 \text{ m}$ 開口部の面積 $\times 0.7 \times$ 採光補正係数
- $4 \text{ m} < L (\ast L - a)$ 0 ※印は開放廊下に吹抜けを設けた場合



(3) 開放廊下と離れて屋外階段がある場合

屋外階段の手すりの形状、材質等に関係なく、開放廊下と屋外階段の間隔Dを水平距離とする。

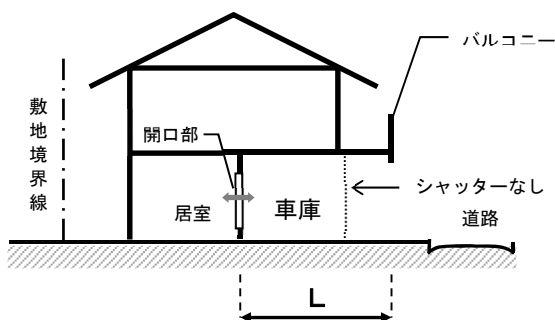
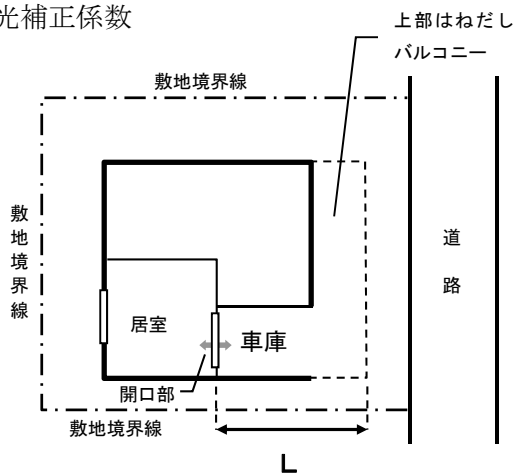


D : 窓の直上にある建築物の各部分から屋外階段までの距離
 H : 窓の中心から直上の建築物の各部分までの垂直距離

(4) 住宅の1階に設けられた前面開放型車庫の奥に居室がある場合

- $L \leq 2 \text{ m}$ 開口部の面積 $\times 1.0 \times$ 採光補正係数
- $2 \text{ m} < L \leq 4 \text{ m}$ 開口部の面積 $\times 0.7 \times$ 採光補正係数
- $4 \text{ m} < L$ 0

L：建物の外壁（2階にはね出しのバルコニー等がある場合はその先端）から居室の開口部までの距離



関連法令等	法第28条, 令第20条
参 考	近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集
実施年月日	H21. 8. 18, H24. 8. 18, H27. 4. 1

【解説】

1. 有効採光面積に関する取扱いについて、「近畿建築行政会議 建築基準法共通取扱い集」以外のものについて示した。
2. 框（戸・窓・障子などの周囲の枠）の幅が広い場合には、開口部の面積が減少することに配慮すること。

ii-04 シャッターの採光、換気及び排煙

通常シャッターを開放して使用する用途の室の採光・換気・排煙については、シャッターを開放した状態で検討することができるものとする。

関連法令等	法第28条・第35条, 令第20条・第116条の2
参 考	近畿建築行政会議 建築基準法共通取扱い集
実施年月日	H21.8.18

ii -05 非常用の昇降機の設置免除に係る開放廊下

令第129条の13の2第三号かっこ書きの廊下には、開放廊下を含む。	
関連法令等	法第34条第2項, 令第129条の13の2第三号
参 考	
実施年月日	H21.8.18

【解説】

令第129条の13の2第三号の規定は、100㎡以内ごとの防火区画により、防火・防煙性能を強化することで非常用エレベーターの設置を免除するものである。従って、開放廊下（床面積に算入されない吹きさらしの廊下）であっても、その廊下に面して窓を設置する場合は、開口部が1㎡以内の防火設備とする必要がある。

ii-06 集会場の類似の用途及び制限

1. 建築基準法において集会場の明解な定義はないが、一般的には次の建築物が集会場に該当する。なお、会議室、研修室等は集会場に含まれない。
 - ・公会堂、公民館
 - ・文化会館、市民ホール
 - ・結婚式場、葬祭場・セレモニーホール
 - ・宗教施設関係の集会場
 - ・ホテル内の宴会場
 - ・その他、多数の人が集会する建築物
2. 集会場は、多数の人が集合するものであるため防災上慎重に扱うべきものと考えられるので、単体規定について以下の通り取扱う。
 - (1) 1室の床面積が100㎡以上200㎡未満の場合は、令第118条（各室からの出口の戸）、令第121条（2以上直通階段の設置）、第125条（屋外への出口）及び第20条の2（機械換気設備）を適用する。
 - (2) 1室の床面積が200㎡以上の場合は、令第118条、第121条、第125条、第20条の2及び第23条（階段幅員）を適用する。

関連法令等	法第28条・第35条、令第20条の2・第23条・第118条・第121条・第125条
参 考	
実施年月日	H21.8.18, H24.8.18

【解説】

単体規定について、集会場として取扱う建築物の部分を、規模により適用条文を区別し列記したものである。

ii-07 内装材における下地の範囲

内装材における下地とは、仕上げ材を支持するものをいい、仕上げ材のボード類（二重貼りを含む。）を取り付ける部分（壁にあっては間柱や胴縁、天井にあってはつり木や野縁）を指すものとする。

関連法令等	法第35条, 令第112条・第123条・第128条の3・第129条の13の3, H12.5.31建告第1436号
参 考	
実施年月日	H24.8.18

ii-08 排煙無窓を判定する開口部

令第116条の2第1項第二号に該当する開口部とは、開口部の前面で、直接外気に開放される空間が、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分より有効で25cm以上確保されるものとする。ただし、公園、広場、川等の空地又は水面などに面する部分を除く。

なお、原則として、床面積が発生する空間に面する開口部は、令第116条の2第1項第二号に該当する開口部とはみなさない。

関連法令等	法第35条, 令第116条の2第1項第二号
参 考	「防火避難規定の解説2016（第2版）」P. 78, 質疑応答集P. 2191
実施年月日	H29. 2. 1, R3. 9. 1

【解説】

令第126条の3に定める自然排煙口と同様に令第116条の2第1項第二号に規定する排煙上の無窓の居室を判定する開口部についても、開口部の前面に排煙上支障のない空間を有する必要がある。

なお、床面積が発生する空間であっても、奥行きが2m程度で、かつ、側面が解放されているなど、十分に外気に面している場合は排煙上支障のない空間とみなすことができる。

ii -09 避難経路となる通路の幅員

令第117条に該当する建築物の居室の出入口から、令第120条第1項及び令第121条第3項に規定する直通階段に至る通常の歩行経路に該当する通路に、令第119条の規定を適用する。

関連法令等	法第35条, 令第117条・第119条・第120条・第121条
参 考	
実施年月日	H24. 8. 18

【解説】

本取扱いは、廊下幅の規定は避難経路となる通路に適用すべきという観点から、令第117条に該当する建築物の居室の各部分から直通階段に至る歩行距離の算定の根拠となる歩行経路（屋外の経路を含む。）に該当する通路（共同住宅の住戸内を除く。）に、令第119条の規定を適用するものである。

ii-10 屋外階段及び開放廊下に設けることができる格子等

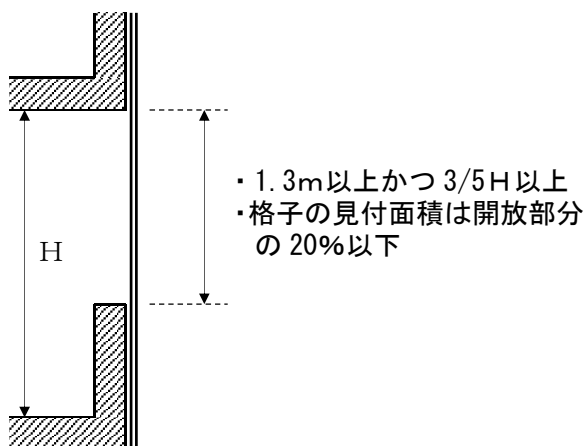
屋外階段及び開放廊下に防犯対策上、格子等を設ける場合は、格子等を設ける部分の開放性を損なうことのないよう配慮し、次の1. 及び2. の条件を満足するものとする。

1. 格子の見付面積の合計は開放部分（1.3m以上かつ天井高さの5分の3以上の開放）の面積に対して20%以下とする。
2. 開放廊下に設ける場合は、避難階に限る。

関連法令等	法第35条・第52条、令第2条第1項第三号・第23条・第123条第2項
参 考	
実施年月日	H21.8.18, H24.8.18

【解説】

1. 消防法の取扱いについては、別途確認すること。
2. 本文1. に規定する内容は、次図の通りとする。



3. 開放部分に設ける格子は、縦格子が望ましい。

ii-11 避難階段又は特別避難階段の付室に設置する物置等の出入口

物置、機械室その他の居室以外の室の出入口を避難階段（屋外避難階段から2mの範囲を含む。）又は特別避難階段のバルコニー若しくは付室に設置する場合は、当該出入口を令第123条に規定する防火設備又は特定防火設備とする。

関連法令等	法第35条, 令第123条
参 考	
実施年月日	H21.8.18

ii-12 階段の周囲、アルコーブ等へのガス機器の設置

1. 屋外階段の周囲90cmの部分及び屋外避難階段の周囲2mの部分へのガス機器の設置については、一般財団法人日本ガス機器検査協会発行の「ガス機器の設置基準及び実務指針」の「基本規定〔階段・避難階段付近へのガス機器の設置〕」を準用する。
2. 一方向が開放された袋小路等及びアルコーブへのガス機器の設置については、「ガス機器の設置基準及び実務指針」の「袋小路等へのガス機器の設置」及び「アルコーブへのガス機器の設置」を準用する。
3. 煙突の延長を行う場合は、屋外階段の周囲90cmの部分及び屋外避難階段の周囲2mの部分 avoids 排気を行うこと。

関連法令等	法第35条・第36条, 令第112条・第123条
参 考	ガス機器の設置基準及び実務指針 ((一財)日本ガス機器検査協会)
実施年月日	H21.8.18, H27.4.1, R3.9.1

【解説】

火を使用する設備又は器具に接続して廃ガスその他の生成物を屋外に排出することができるものは、他の法令等で「排気筒」とされるものであっても建築基準法では「煙突」である。

ii-13 バルコニー、階段等の手すりの高さ及び形状

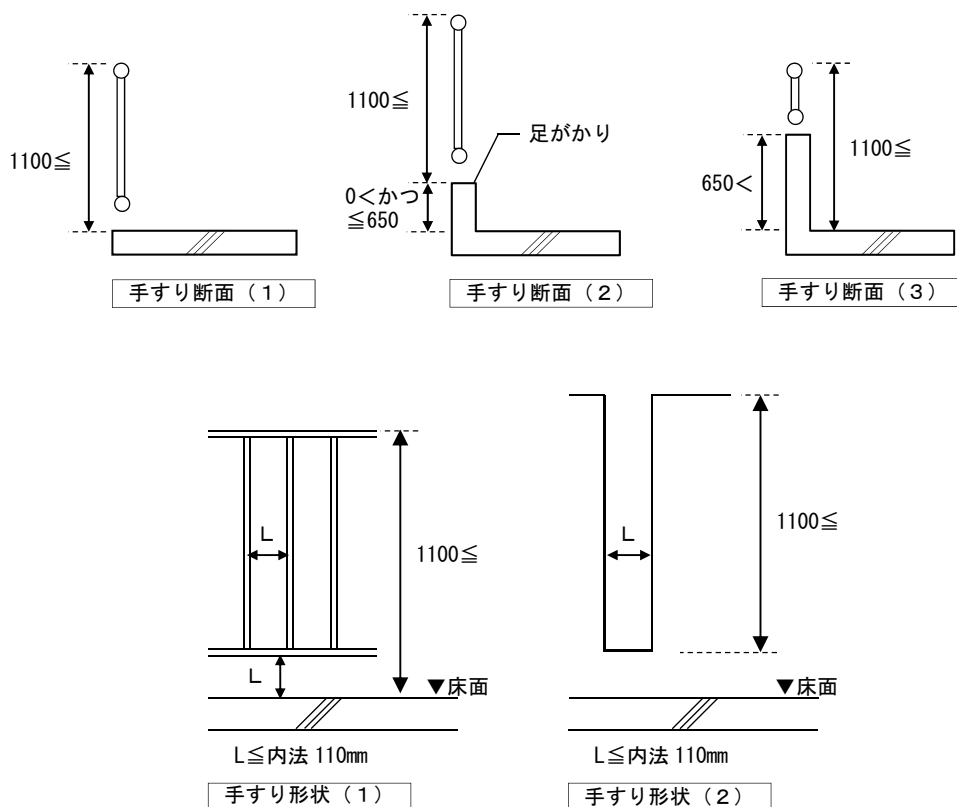
1. 令第126条第1項の「2階以上にあるバルコニーこれらに類するもの」は、建築物の部分で2階と同程度の高さから建築物の屋内又は屋外に転落するおそれのある部分とする。

2. 手すり等の高さ及び形状

(1) 令第126条の手すり壁、さく又は金網（以下「手すり等」という。）に床からの高さが65cm以下の足がかりがある場合、当該手すり等は足がかりから高さ1.1m以上とする。なお、「足がかり」とは、腰壁又は笠木等で、当該部分に容易に自立できることができる一定の幅と水平性を持つ部分とする。

(2) 手すり等は、建築物の使用者の転落を防止する形状とし、手摺子の間隔、スリット又はこれらに類する隙間の内法寸法は110mm以下とする。

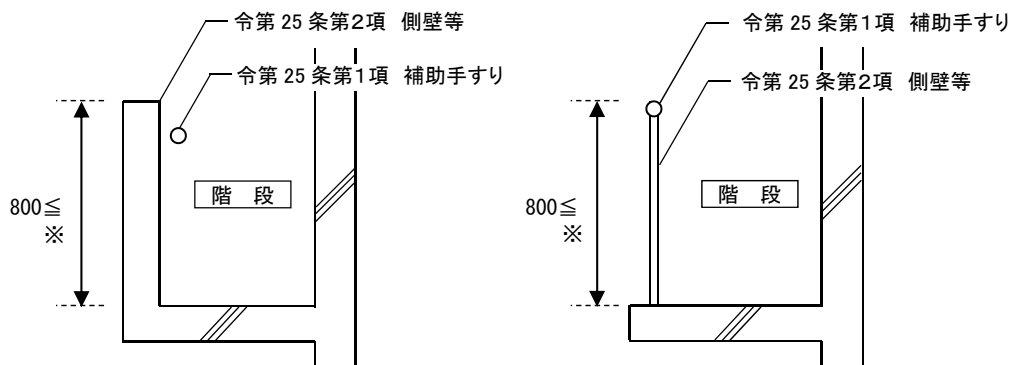
令第126条 バルコニー等の手すり



3. 令第25条第1項の「手すり」は、歩行の補助のための手すりである。従って当該手すりが同条第2項の「側壁又はこれに代わるもの」を兼ねる場合は、4. の規定によるほか、使用者が容易に握ることができる形状としなければならない。

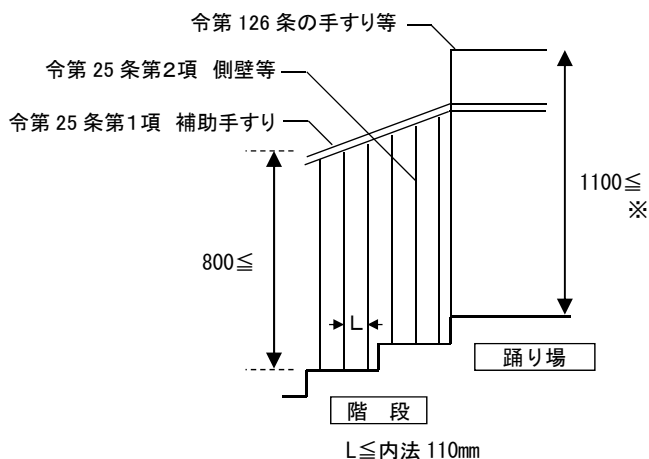
4. 令第25条第2項の「側壁又はこれに代わるもの」は、建築物の使用者の転落を防止する形状とし、床又は階段の踏面の先端からの高さ80cm以上とする。なお、令第126条が適用される踊り場の手すり等は、1. 及び2. の定めによる。

令第25条 階段等の手すりと側壁



手すり断面 (4)

手すり断面 (5)



手すり形状 (3)

※踊り場に設ける令第126条の手すり等は、1. 及び2. による。

関連法令等	法第35条, 令第25条・第117条・第126条, 住宅の品質確保の促進に関する法律 第3条第1項, 日本住宅性能表示基準 (H13. 8. 14国交告第1346号), 評価方法基準 (H13. 8. 14国交告第1347号)
参考	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (国土交通省)
実施年月日	H21. 8. 18

【解説】

1. 本文1. について

(1) 「これらに類するもの」の例は、次の通りである。

- ・廊下、ホール、ロビー、避難用のバルコニー等
- ・居室内の吹抜け、階段の踊り場等
- ・1階以下の階であっても、下階へ転落するおそれのある部分等
- ・屋上緊急離着陸場等のある屋上、若しくはそれらに至る階段の踊り場及び通路等 (屋上緊急離着陸場等の手すりは、消防局の定めによる。)

(2) 令第126条は、令第117条に該当する建築物に適用されるが、その他の建築物であっても転落の危険性に変わりがなく、この取扱いを適用することを推奨する。

(3) 令第25条第4項の規定により、高さ1mを超える階段には側壁等の設置が必要とされていることから、階段以外の部分であっても高さ1mを超える部分から転落するおそれがある場合には、この取扱いを適用することを推奨する。

2. 本文2. について

(1) 手すり等に近接して設置される建築設備等が、腰壁又は笠木等と同様の高さ及び形状である場合には、当該建築設備を足がかりとして、手すり等の高さを算定する。

(2) 幼児がよじ登ることができる「横棧」「格子状」「ネット状」等の手すり等は使用しないことを推奨する。

(3) バルコニーの手すり等が、評価方法基準9-1(3)イ4) b、c、d (以下「評価基準」という。) に適合している場合は、この取扱いと同等であるとみなす。また、手すりの形状は(2)の適用を推奨する。なお、令第126条に該当する廊下の手すり等は高さ1.1m以上必要である。

3. 本文3. の歩行の補助のための手すりの標準的な形状は以下の通りとする。

(1) 1本の場合は、床からの高さ75～85cm程度

(2) 断面の形状は、円形など握りやすい形状とし、外径は3～4cm程度

4. 本文4. について

(1) 令第25条第2項の側壁等の手摺子の間隔、スリット又はこれらに類する隙間の内法寸法は110mm以下とすることを推奨する。

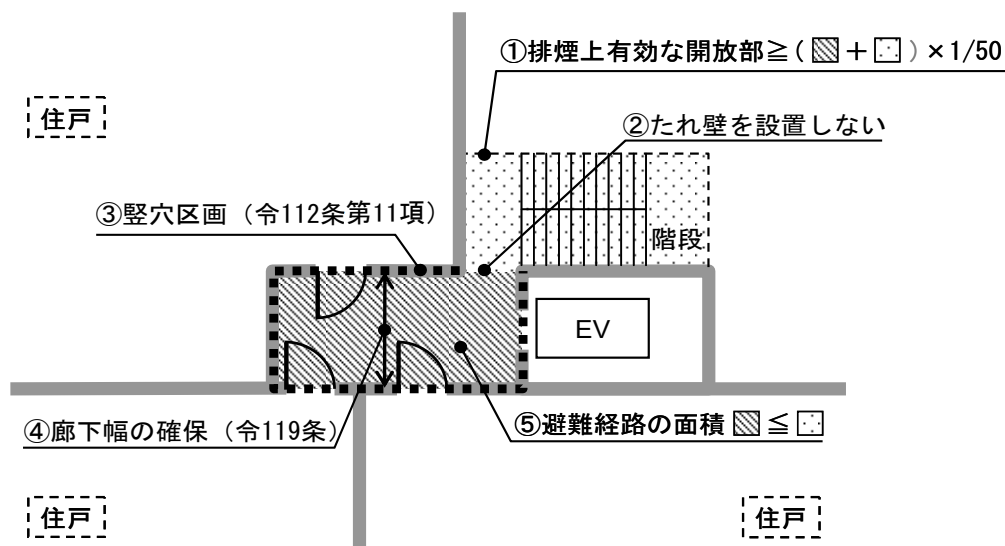
(2) 幼児等の転落事故防止の観点から1戸建ての住宅、長屋、共同住宅、保育所、幼稚園、小学校、中学校、児童福祉施設等の階段に設ける令第25条第2項の手すりは、評価基準に適合することを推奨する。また、手すりの形状は、解説2. (2)の適用を推奨する。

5. 建築基準法では、窓の手すりに関する規定はないが、解説4. (2)の建築物では、評価基準に適合することを推奨する。他の建築物においても、同基準に適合することが望ましい。

ii-14 避難経路となる廊下等の排煙及び区画

1. 避難の用に供する廊下その他の部分（以下「避難経路等」という。）の排煙設備は以下の通りとする。なお、排煙設備が必要となる避難経路等は、令第126条の2第1項により排煙設備を設けなければならない建築物又は同項により排煙設備を設けなければならない建築物の部分をもつ建築物とする。

- (1) 令第126条の2第1項の「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物」のかっこ書きにおいて、排煙設備の設置を免除する部分とは、「防煙壁によって区画された100㎡以内の居室」であり、避難経路等には、排煙設備が必要である。
- (2) 令第126条の2第1項第一号により100㎡以内に区画された部分は、排煙設備の設置は不要であるが、避難経路等には排煙設備を設けるものとする。
- (3) 廊下を「室」と扱うことができるものとし、平成12年建告第1436号の第四号ニ(1)及び(2)を適用することができる。（病院、診療所及び児童福祉施設等を除く）
- (4) 共同住宅の避難経路等が以下の全てに該当する場合は、令第126条の2第1項第三号に該当する部分とし、排煙設備は不要とする。
 - ① 階段には、排煙上有効な開放部がある。
 - ② 避難経路等が、階段又は踊り場と一体となっている。
 - ③ 避難経路等が、令第112条第11項その他の階段の規定を満足する。
 - ④ 避難経路等の幅が、令第119条の規定を満足する。
 - ⑤ 避難経路等の床面積が、当該階に接続する階段（上階又は下階への階段で面積が異なるときはその小さい方）の床面積程度までである。



2. 避難経路等の途中には、原則として避難を妨げるおそれのある特定防火設備、防火設備その他の扉を設けない。ただし、避難経路等にやむを得ず扉を設ける場合、当該扉の幅については、令第119条及び安全条例に定める廊下幅員以上の寸法を確保する。

関連法令等	法第35条, 令第126条の2, H12.5.31建告第1436号
参 考	質疑応答集P.2210 旧建告第33号(現建告第1436号)の取扱い
実施年月日	H21.8.18, H24.8.18, H27.4.1, H29.2.1, R2.4.1, R3.9.1, R5.8.1

【解説】

1. 本文1. (1)から(4)について

(1) 避難経路等には、居室から階段又は屋外への出口に至るまでに避難のために通行する玄関ホール、ロビー、前室及び風除室などの部分を含む。ただし、小規模な風除室で避難上支障がないものは除く。

(2) 避難経路等の安全性の確保のため排煙設備を設置することとする。なお、安全条例第10条に基づき防災計画の届け出が必要となる建築物の避難経路等は、防災計画指導指針の規定により排煙設備を設置すること。

(3) 病院等の廊下は、避難上の弱者の避難経路となることから、排煙設備を設けること。ただし、病院等の用途に供する建築物であっても、避難上の弱者の避難経路以外の部分（スタッフ専用の廊下等）については、同告示を適用することができる。

(4) 使用者が特定される共同住宅において、階段に接続する小規模な廊下に限り階段の一部として取扱うものとする。

①については、階段の開放部の面積は、避難経路等と階段の床面積の合計の50分の1以上とする。

②については、避難経路等と階段又は踊り場の間には、垂れ壁を設置しないこと。

⑤については、床面積の生じない階段の場合は、屋内階段とした場合の床面積とする。

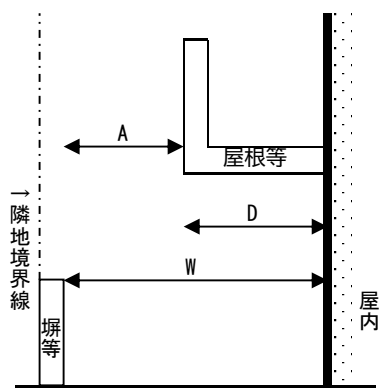
2. 本文2. について

避難経路等の中間部等に防火設備等を設けることにより、階段又は屋外の出口までの見通しが悪くなる、幅が狭くなることにより滞留が生じるなど避難上の支障となるおそれがある。やむを得ず設置する場合には、防火設備等の位置を十分に考慮すること。また、扉の幅は、令第119条及び安全条例により、扉の直前の避難経路等に必要とされる廊下幅員以上の寸法を確保すること。

ii-15 屋外避難階段等からの敷地内の通路

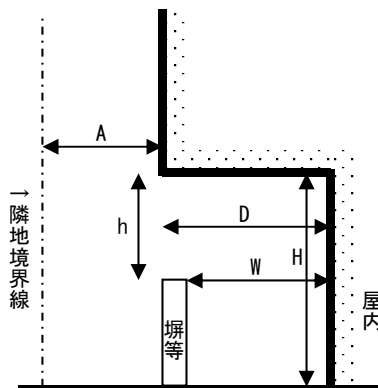
1. 令第128条に規定する屋外避難階段、出口からの敷地内の通路及び避難上有効なバルコニーに面する敷地内の通路（以下「通路等」という。）は、屋外に設けること。ただし、通路等の上部に屋根、廊下又はバルコニー等の建築物の部分（以下「屋根等」という。）がある場合で、以下の全てに該当する場合は、当該通路等は屋外にあるものとみなす。

- (1) 屋根等のある部分の通路等の幅は、2 m以下であること。
- (2) 屋根等は、隣地境界線からの距離が1 m（商業地域又は近隣商業地域にあつては50cm）以上、又は同一敷地内の他の建築物の部分からの距離が2 m（商業地域又は近隣商業地域にあつては1 m）以上離れていること。ただし、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物の部分と屋根等の間に塀、柵又は手すり等（以下「塀等」という。）がある場合には、当該塀等から屋根等までの距離が前記の距離以上であること。
- (3) 通路等の屋根等がある部分に塀等がある場合には、塀等が無く外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上かつ当該通路等の天井の高さの2分の1以上とすること。



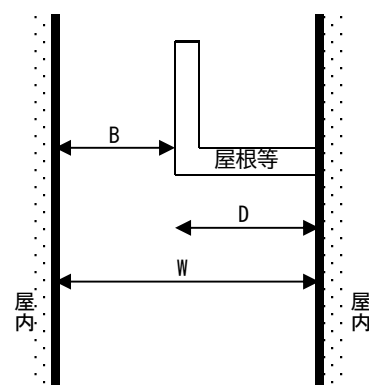
$D \leq 2m$
 $A \geq 1$ 又は $0.5m$ (用途地域による)
 $W \geq$ 通路種別により必要な幅員

イ 屋外にあるとみなす通路等



$D \leq 2m$
 $A \geq 1$ 又は $0.5m$ (用途地域による)
 $h \geq 1.1m$ かつ $H/2$
 $W \geq$ 通路種別により必要な幅員

ロ 屋外にあるとみなす通路等



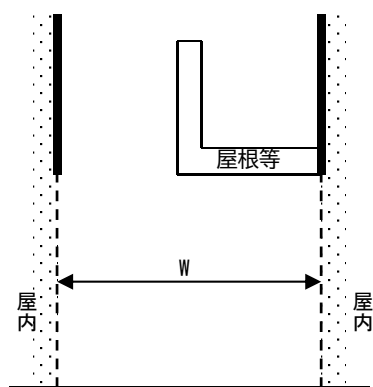
$D \leq 2m$
 $B \geq 2$ 又は $1m$ (用途地域による)
 $W \geq$ 通路種別により必要な幅員

ハ 屋外にあるとみなす通路等

2. 通路等を屋外に設けることができない場合には、以下の全てに該当すること。

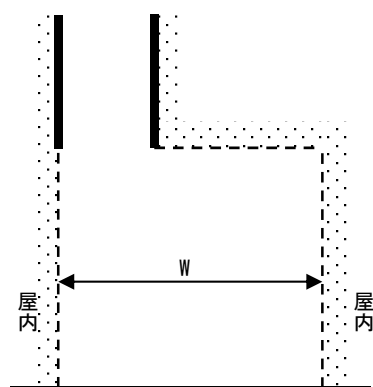
- (1) 通路の幅員及び通路内に設ける扉の有効幅は通路種別により必要とされる幅員以上とする。
- (2) 通路の壁及び天井の仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造る。
- (3) 通路と他の部分（建築物の屋内の部分に限る。）は、準耐火構造の壁若しくは床又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動式の特定防火設備（令第112条第19項第二号）で区画する。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。
 - ① 通路と一体となっている、郵便受けコーナー等の部分（居室を除く。）
 - ② 通路の天井又は屋根までの高さが2以上の階におよぶ場合は、当該通路の1階の壁のみを区画すればよいものとする。ただし、通路が壁及び床で囲われている場合又は屋根等が隣地境界線から排煙上有効に離れていない場合を除く。

(3) の解説図



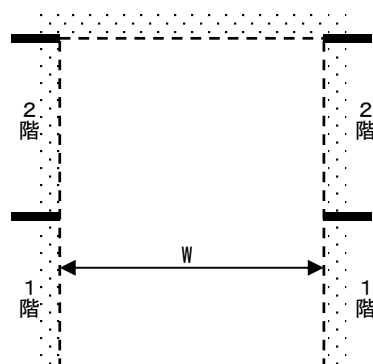
$W \geq$ 通路種別により必要な幅員

ニ 通路等の上部に屋根等がある場合



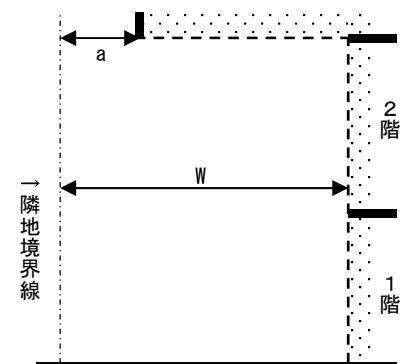
$W \geq$ 通路種別により必要な幅員

ホ 通路等の上部が天井の場合



$W \geq$ 通路種別により必要な幅員

ヘ 通路が壁及び床で囲われている場合 (②ただし書き)

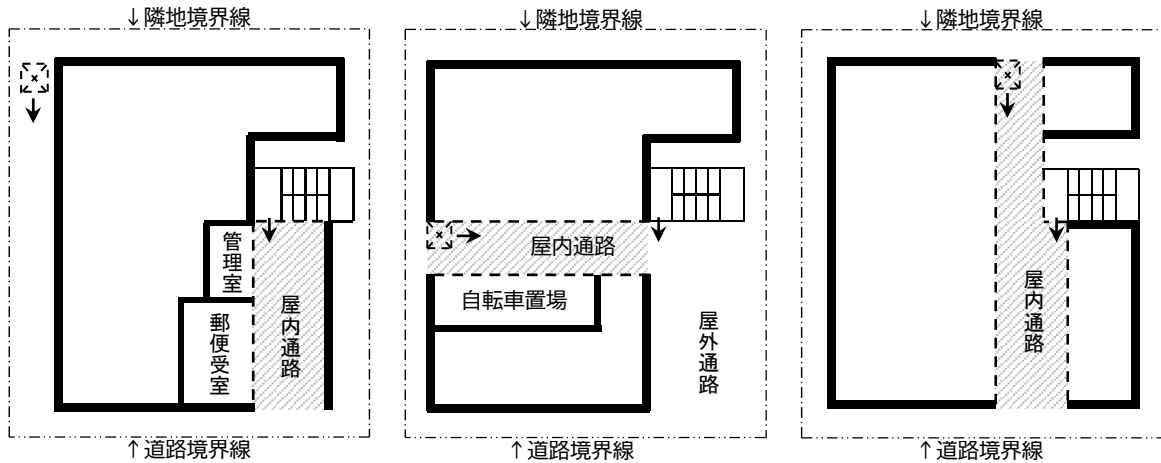


$W \geq$ 通路種別により必要な幅員
 $a < 0.25m$

ト 屋根等が隣地境界線から排煙上有効に離れていない場合 (②ただし書き)

----- : 構造及び開口部の制限を受ける壁又は床

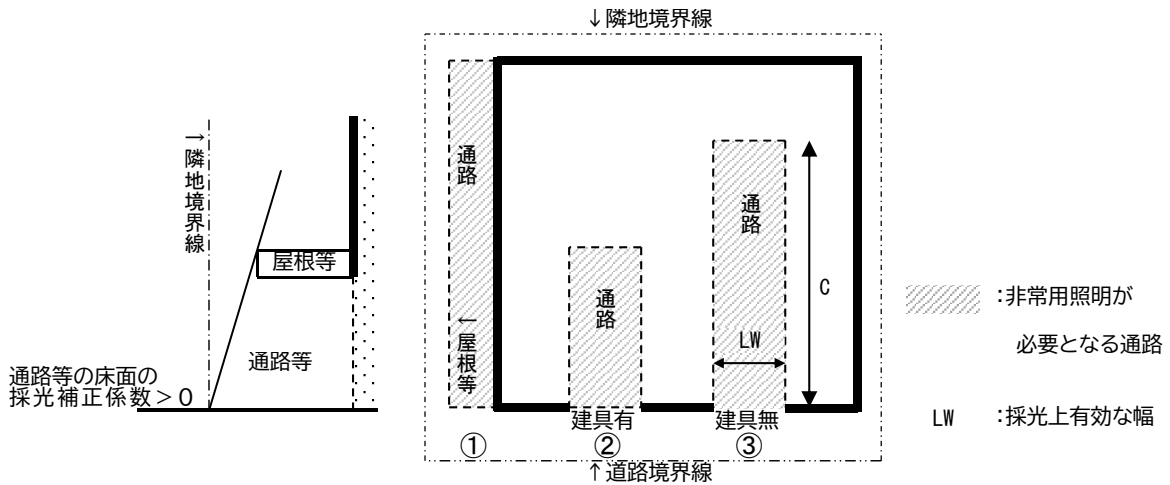
3. 2. の規定により設ける屋内の通路は、当該建築物内において重複しないこと。



- チ 通路の重複無し
- リ 屋内で通路の重複無し
- ヌ 屋内で通路の重複 (不可)

: 屋内の通路等を示す
 : 避難用タラップを示す
 : 区画を要する部分を示す
 ← : 避難方向を示す

4. 通路等で屋根等がある部分には、非常用照明を設置する。ただし、採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。



- ① 採光補正係数 ≤ 0 の場合
- ② 建具がある場合
- ③ $C > LW$ の場合

- ル 採光上有効な開放性
- ヲ 非常用照明の設置を要する部分 (例)

関連法令等	法第35条, 令第20条第1項・第121条第1項・第3項・第126条の4・第128条, 審査基準Ⅱ-3
参 考	
実施年月日	H21. 8. 18, H24. 8. 18, R2. 4. 1

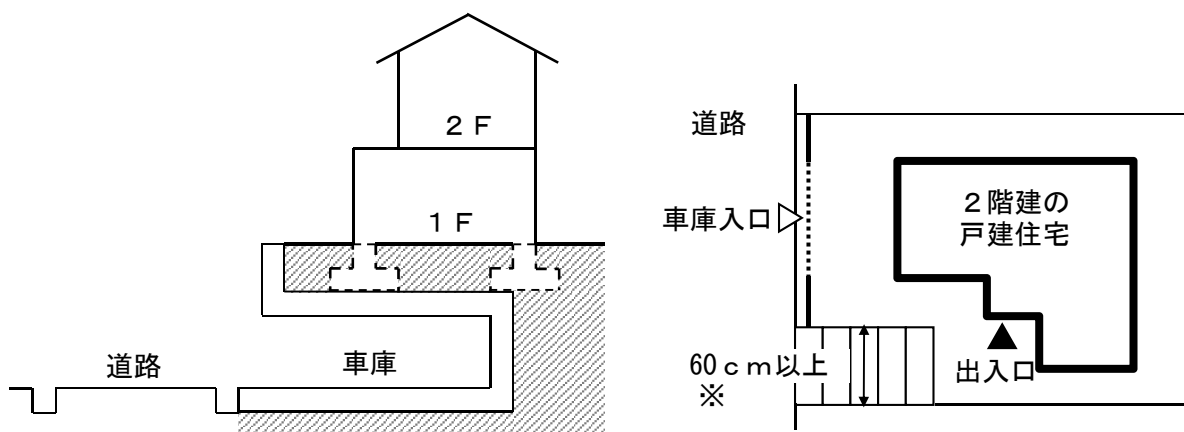
【解説】

1. 通路等は、屋根等が無いことが原則であるが、床面積に算入されない吹きさらしの廊下と同等の開放性がある場合で、この取扱いに適合するものは屋外の通路等とみなすものとする。なお、この取扱いは床面積の算定方法を定めたものではないので、当該方法に関しては別の法令等を参照すること。
2. 通路等の壁面の一部に、郵便受け箱を設置したもので、人の滞留又は出入りが無い部分と通路等との区画は不要であるが、通路等と独立した室の場合等は区画が必要である。
3. 屋内の通路等は、屋外の通路等と比較して閉鎖性が高く避難上不利な点が多い。従って、2方向の避難経路を確保することが重要であり、屋内の通路等はそれぞれが道等に直接通ずるものとする。
4. 採光上有効に直接外気に開放されているとは、通路等の床面の採光補正係数（令第20条）が正数となり、かつ、建具等が無いことをいう。従って、本文1. の取扱いにより屋外の通路とみなされる場合でも、屋根がある部分は非常用照明の設置が必要となる場合がある。

ii-16 地下車庫付2階建て住宅における敷地内通路

次の1.及び2.の全てを満たす場合、地下車庫と住宅を別棟として取扱い、令第128条の規定を適用しないことができる。

1. 車庫の上部の建築物は、2階建の戸建住宅であること。
2. 車庫と住宅が内部で直接繋がっておらず、外部の階段等による出入りのみであること。



※ 審査基準及び同解説第5版Ⅲ-1「接道の取扱い」、
本取扱要領 iii-01「2階建て以下の戸建住宅の接道」参照

関連法令等	法第35条, 令第127条・第128条
参 考	
実施年月日	H24.8.18

ii-17 給水管等による堅穴区画、避難階段の床又は壁の貫通

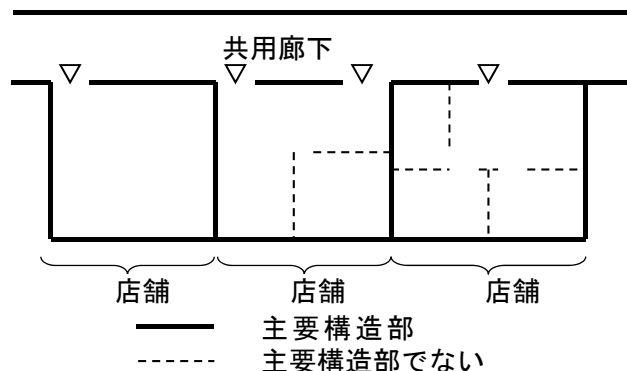
1. 給水管、配電管、ガス管その他の管が堅穴区画（スパンドレル部分90cmを含む。）を貫通する場合、これらの管が令第129条の2の4第1項第七号の規定による構造基準を満足し、令第112条第20項によりすき間の充填がなされておれば、P Sで区画する必要はない。
2. 給水管、配電管、ガス管その他の管が避難階段の床、壁（屋外避難階段から2mの範囲を含む。）を貫通する場合、これらの管が令第129条の2の4第1項第七号の規定による構造基準を満足し、令第112条第20項によりすき間の充填がなされておれば、P Sで区画する必要はない。
3. 上記1. 及び2. の管をP Sで区画する場合は、P Sが耐火構造の床、壁で区画されていればP Sの扉に換気用等のスリットを設けてもよいが、扉の構成材は不燃材料とする。
4. 開放性を有しない階段でのガス管の貫通については、上記1. から3. は適用しない。

関連法令等	法第35条, 令第112条・第123条・第129条の2の4
参 考	
実施年月日	H21.8.18, R2.4.1

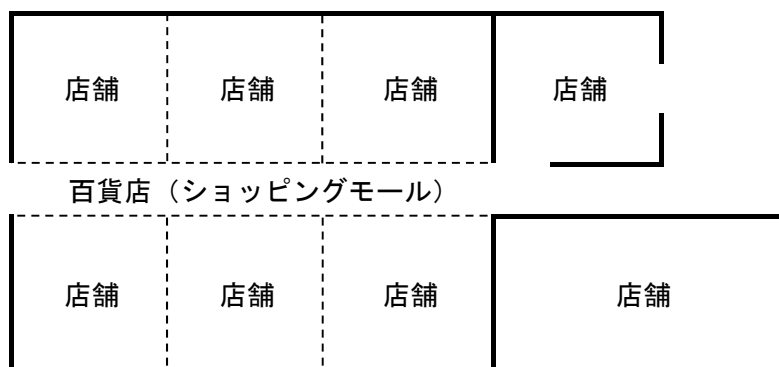
ii-18 無窓の居室等の主要構造部

1. 無窓の居室の区画は、次の通りとする。

- (1) テナントビル等で1室毎に独立した無窓の店舗等がある場合は、当該部分と他の部分を区画する壁は主要構造部であり、耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、各店舗内の間仕切りは、主要構造部ではない。



- (2) 百貨店、ショッピングモール内の店舗等で令第111条第2項により1室とみなせる場合には、店舗毎に耐火構造の壁等で区画する必要はない。ただし、その一部が独立して使用できる場合等は、区画が必要である。



2. 主要構造部の仕上げ材料は、次の通りとする。

- (1) 主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られていれば、仕上げ材料の制限はない。
- (2) 不燃材料で造らなければならないのは仕上げ材料の下地までである。

関係法令等	法第2条第1項第五号・第35条の3, 令第111条
参 考	
実施年月日	H21.8.18

【解説】

1. 無窓の居室をその他の部分と区画する間仕切り壁は主要構造部に該当する。
2. 百貨店、ショッピングモール内の店舗であっても、出入口が異なる場合や、営業日又は営業時間が異なるなど管理運営が一体でない場合は1室とみなせず区画が必要である。

ii-19 共同住宅のトランクルーム、物入れ等の区画

共同住宅において、避難経路である廊下に面してトランクルーム又は物入れ等を設ける場合は、当該部分と廊下を不燃材料で造られた壁又は扉で区画する。	
関係法令等	法第2条第1項第六号・第九号・第61条，令第112条，安全条例第10条，神戸市防災計画指導指針第12条
参 考	
実施年月日	H21.8.18

【解説】

トランクルーム又は物入れ等が、法第61条又は令第112条等の規定により防火設備又は防火区画を要しない場合でも、共用廊下の不審火抑制及び火災時の安全性確保などの観点から、当該部分と避難経路となる廊下を区画するものとする。

なお、防災計画の届出が必要な建築物の場合には、防災計画指導指針により、避難経路となる廊下等を安全区画とし、当該部分と他の部分を「不燃材料で造られた壁」「常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉及び窓」で区画すると規定している。

ii-20 昇降路の防火区画

令第112条第11項中「直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分」に該当し、昇降路の防火区画が不要となる場合の取扱いは以下の通りとする。

1. 乗降ロビー

(1) 乗降ロビーの規模

「昇降機の昇降路の防火区画について」（平成14年2月18日 国土交通省住宅局建築指導課 日本建築行政会議）3. (2)の定めによる。なお、非常時に乗降する空間を形成する場合で「乗場戸から1 m程度」とあるのは、車椅子の回転が可能な「1.4m以下」とすることができる。

(2) 開放廊下との接続

乗降ロビー又はこれに準じる廊下等（以下「乗降ロビー等」という。）は、長さ2 m以上の開放廊下に接続すること。また、乗降ロビー等の両側に廊下がある場合はそれぞれ2 m以上の長さとする。なお、当該開放廊下には、スクリーン、屋外階段又は屋外避難階段等の廊下の開放性を損なうものは設置できない。

2. 昇降路又は乗降ロビー等と他の部分の区画

(1) 昇降路の開口部から2 m以内の範囲は、準耐火構造の床又は壁若しくは令第112条第19項第二号に定める防火設備を設けること。

(2) 乗降ロビー等に接続する開放廊下が、4. の定めにも適合しない場合は、当該乗降ロビー等と他の部分を準耐火構造の床又は壁若しくは令第112条第19項第二号に定める防火設備で区画すること。

(3) (1)、(2)の区画を要する部分には、本取扱要領 ii-11 「避難階段又は特別避難階段の付室に設置する物置等の出入口」及び ii-12 「階段の周囲、アルコーブ等へのガス機器の設置」を準用する。

3. 昇降路と階段又は避難階段との区画

令第112条又は令第123条の規定により区画すること。

4. 開放廊下

外気に排煙上有効に開放されている部分の高さが、1.1 m以上かつ天井高さの2分の1以上の廊下とする。なお、入隅部の開放性の判断は、本取扱要領 i-11 「開放廊下等の床面積」の2. に準じる。

5. 防煙垂れ壁（ケース6の場合）

防煙たれ壁は、令第126条の2第1項の規定による防煙壁とし、高さは天井面から50 cm以上とする。ただし、建築物の用途上、構造上やむを得ない場合は、30 cm以上とすることができる。

6. スクリーン（風雨を避ける等の目的の場合）

(1) 不燃材料で造られていること。

(2) スクリーンの全幅にわたって排煙上有効な開口部（天井面から下へ30 cm以上）があること。なお、当該開口部がない場合は、7. の袖壁として取扱う。また、天井面から下へ80 cm以内の部分にガラリ等がある場合には、当該ガラリが前記と同等の排煙上有効な開放性を確保すること。

(3) 昇降路1基につき幅2 m以下とする。

7. 袖壁

昇降路の壁面から長さは1 m以下とする。

8. 昇降路の並列

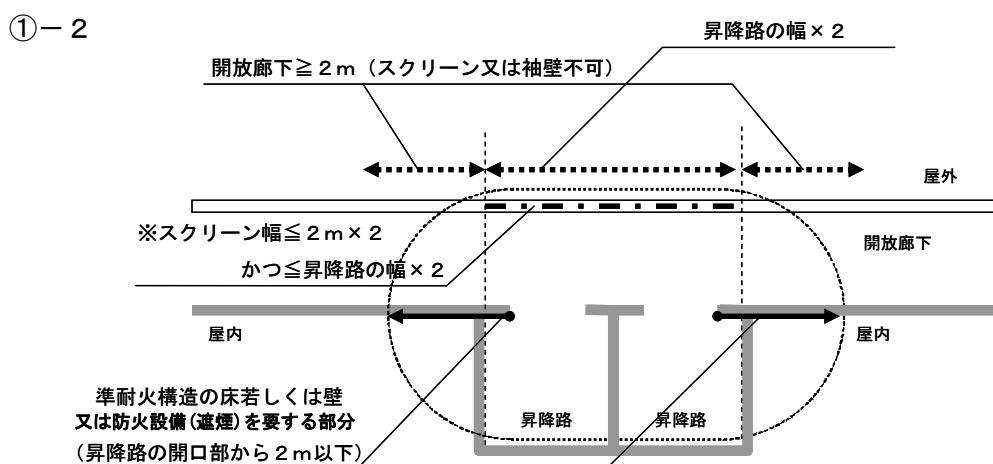
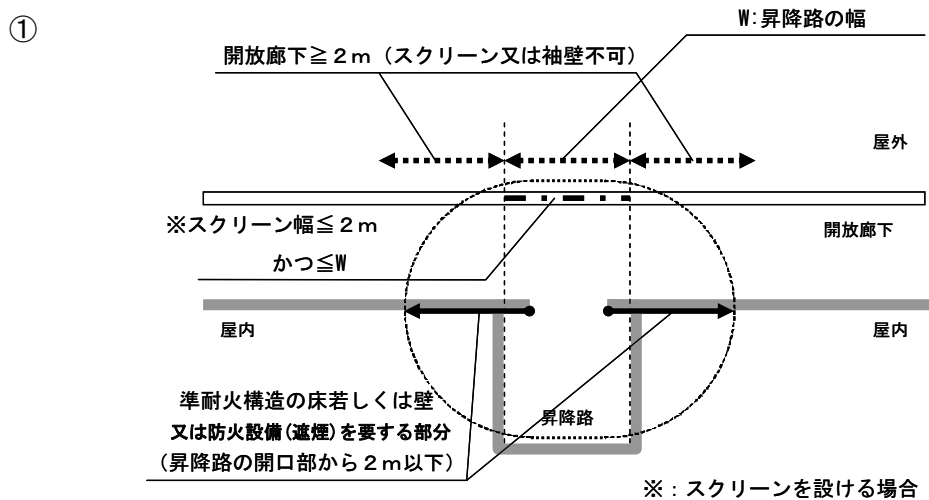
2基並列については、乗降ロビー等が開放廊下に接続すること。

9. 具体的なケース

上記の1～8の原則を踏まえた具体的なケースを以下に示す。（*は「昇降路防火区画参考図集」に掲載のないもの）

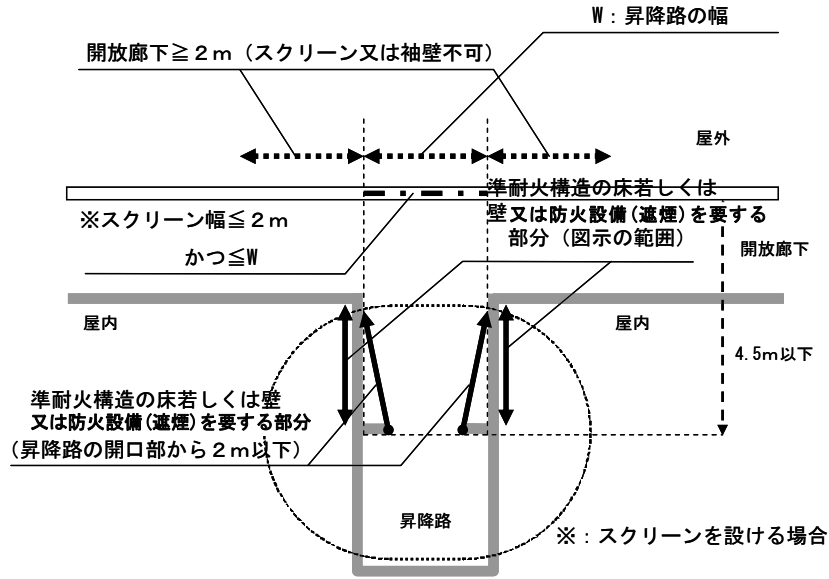
(注) 上記及び図中「準耐火構造の床若しくは壁若しくは防火設備」については、令第112条第12項又は第13項の規定の適用を受ける場合は、各項の規定により定める竪穴部分と竪穴部分以外との区画に必要な基準に適合するものとする。

ケース 1 昇降路が開放廊下に面する場合



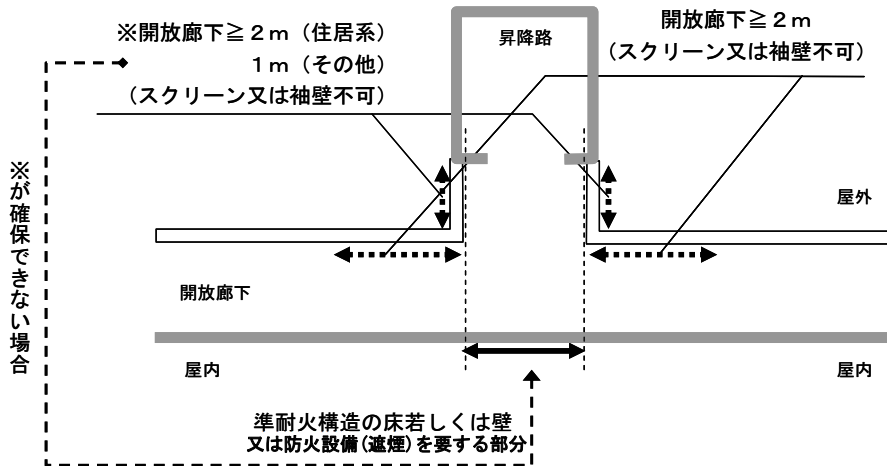
防火設備(遮煙): 令第112条第19項第二号に定める防火設備
以下同じ

②

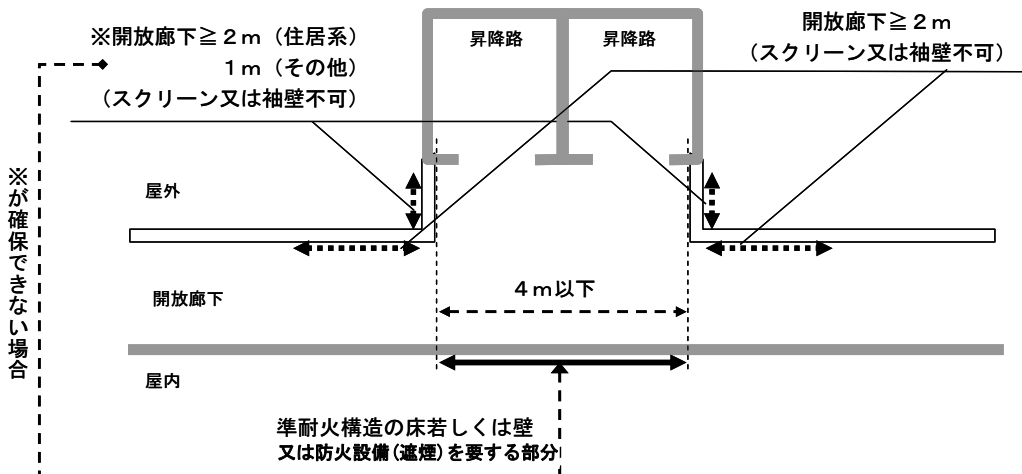


ケース2 昇降路が開放廊下に面しない場合

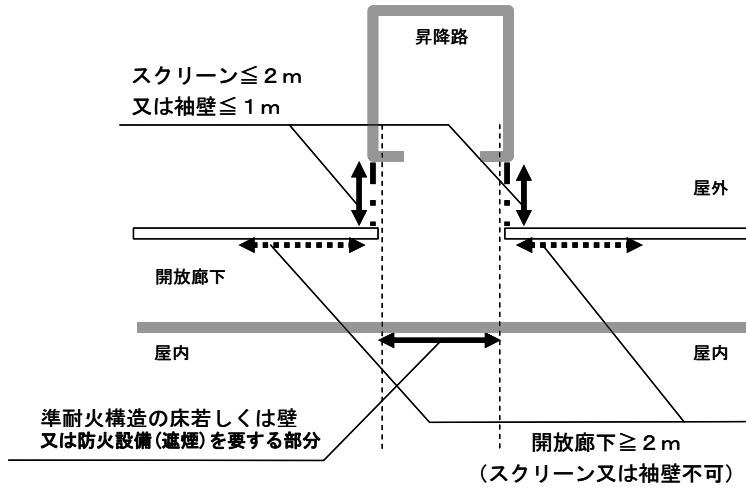
①



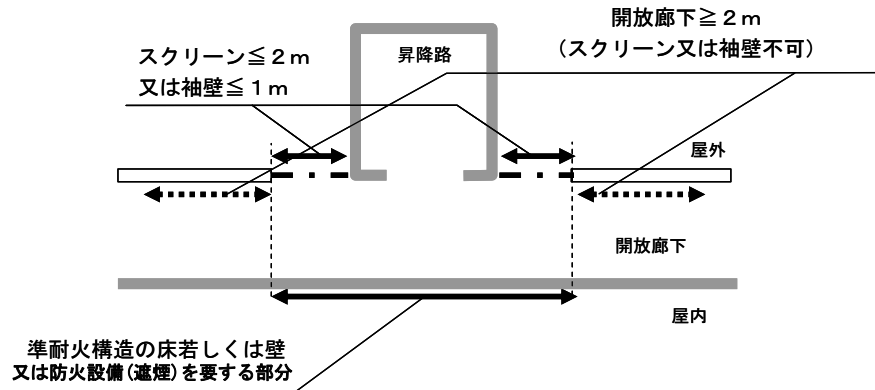
①-2



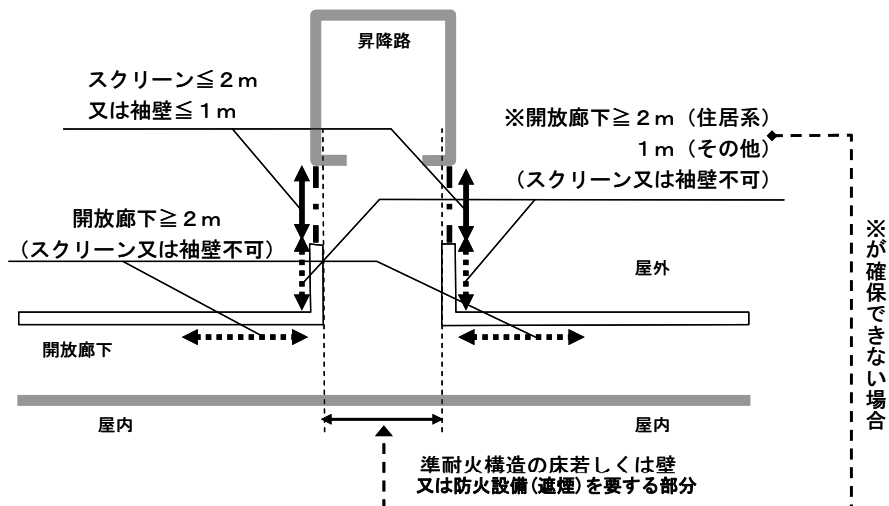
②



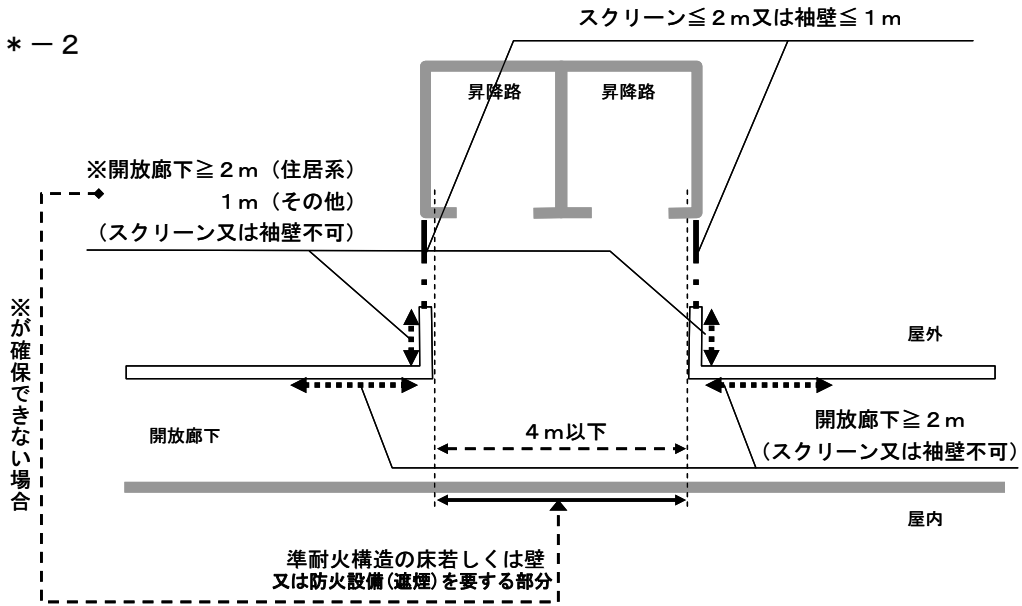
③



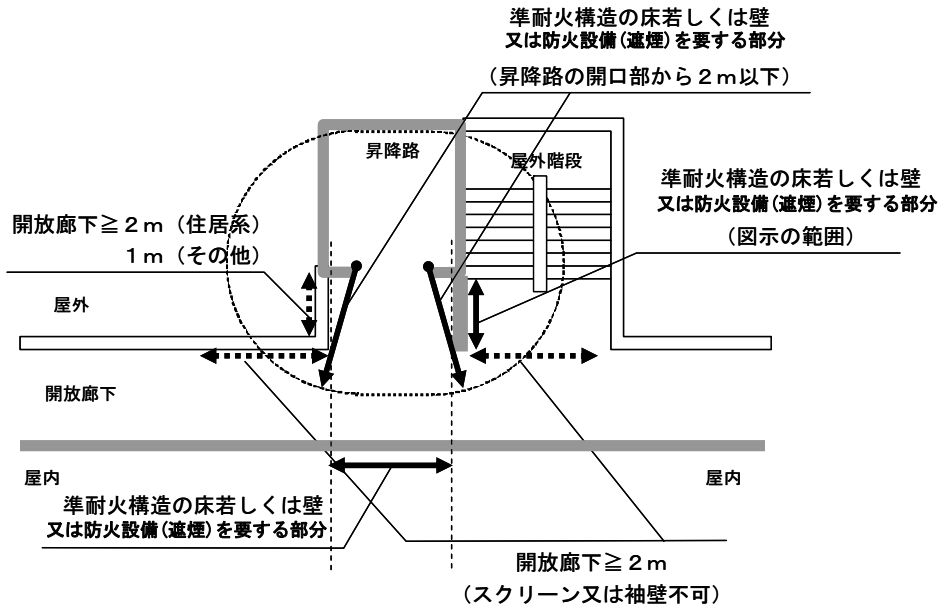
④ *



④* - 2

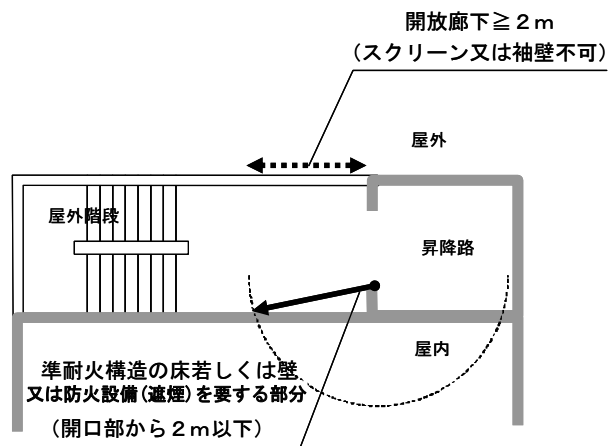


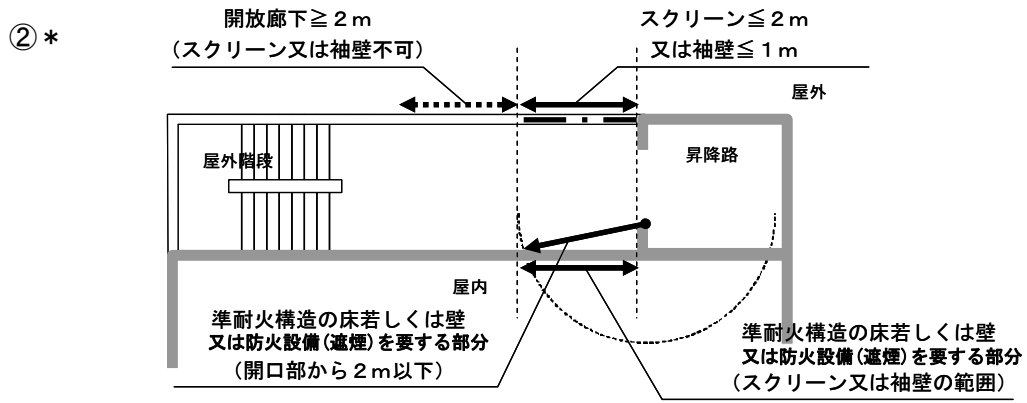
⑤



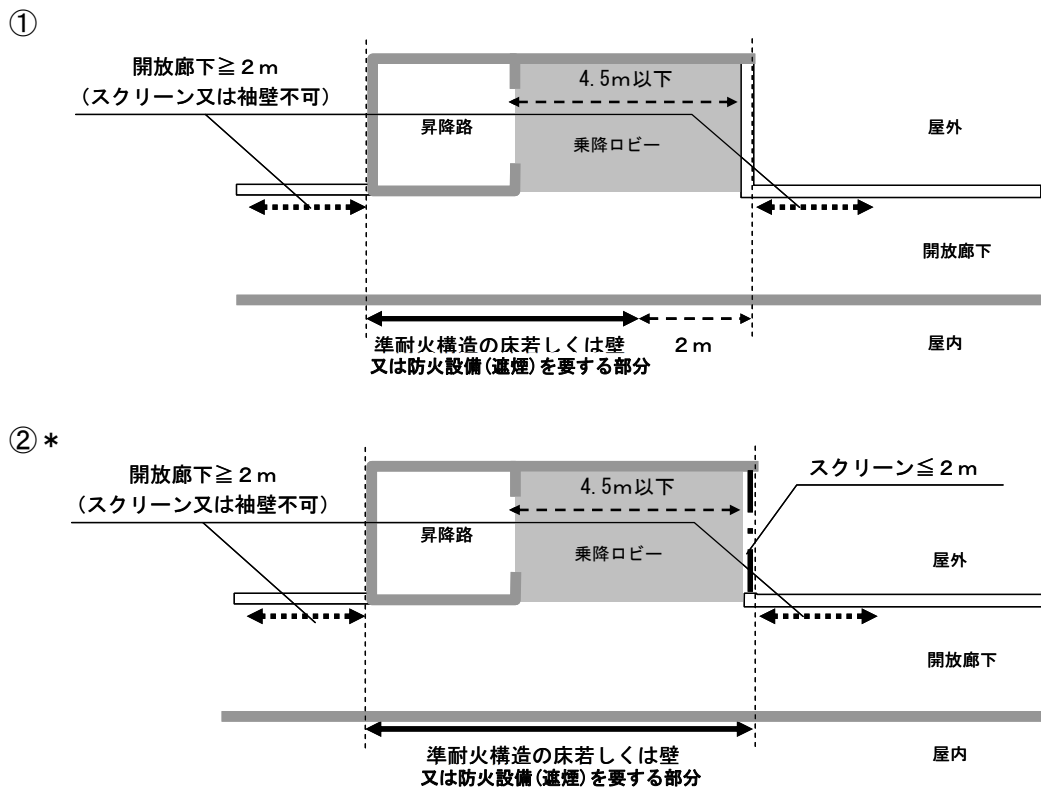
ケース3 昇降路が屋外階段に面する場合

①

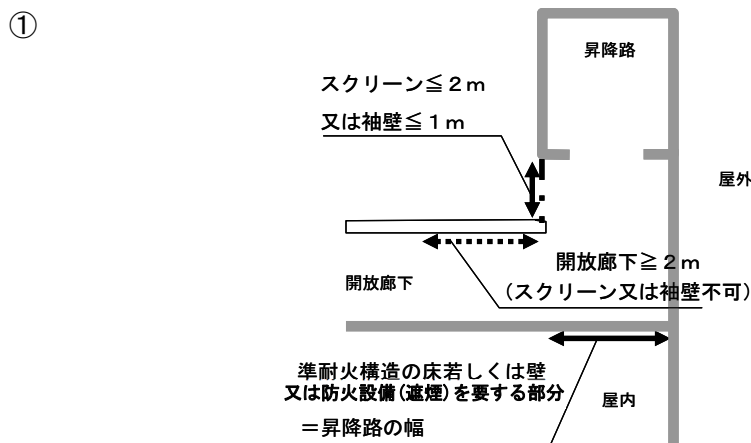




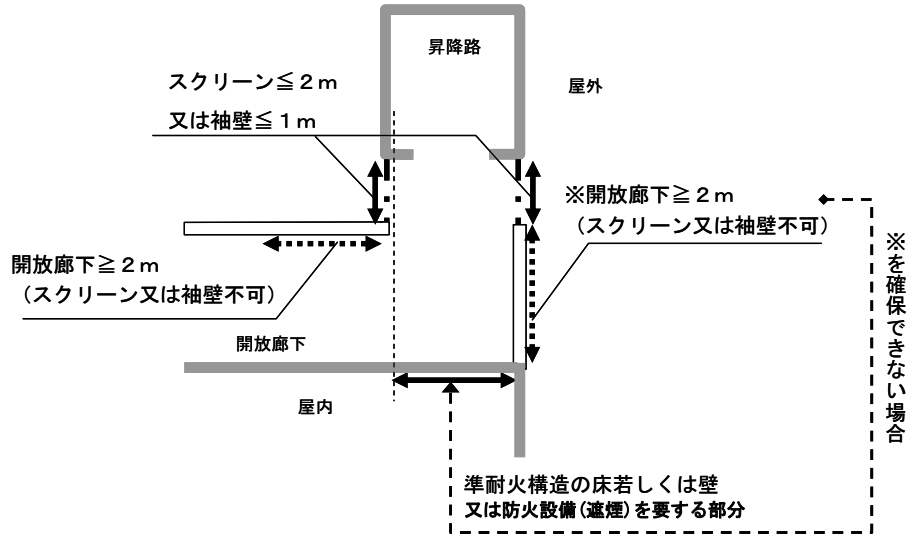
ケース4 昇降路が乗降ロビーに面する場合



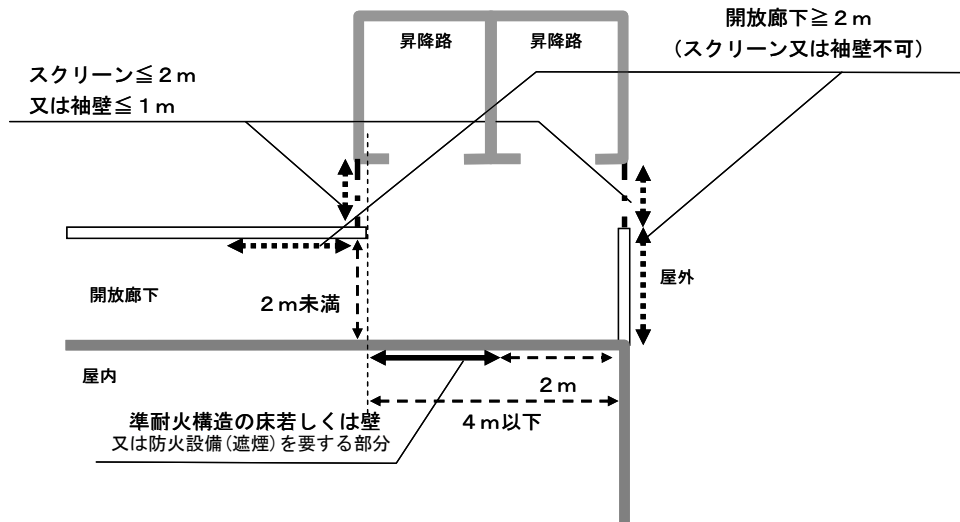
ケース5 昇降路が廊下の行き止まり部分にある場合



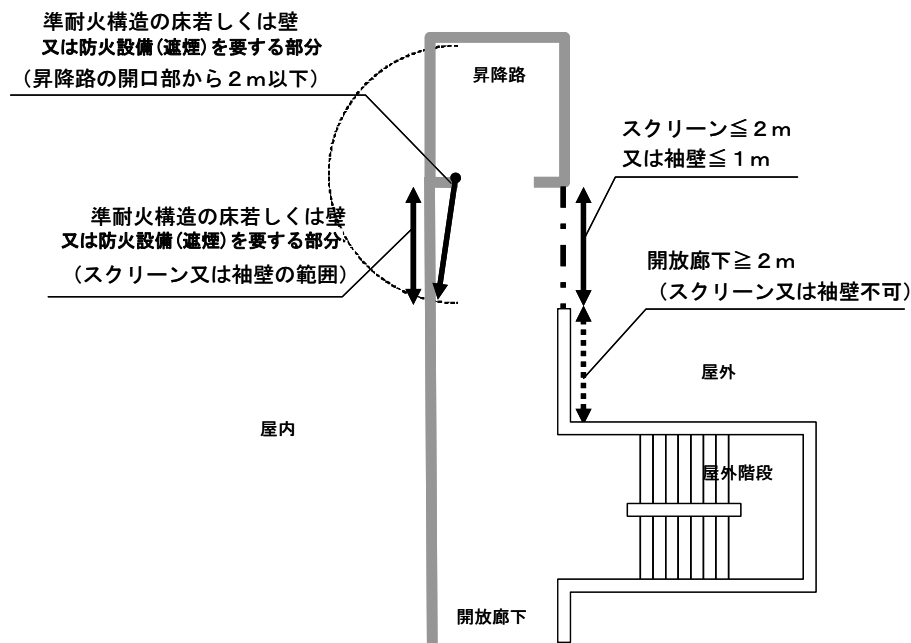
②*



③*

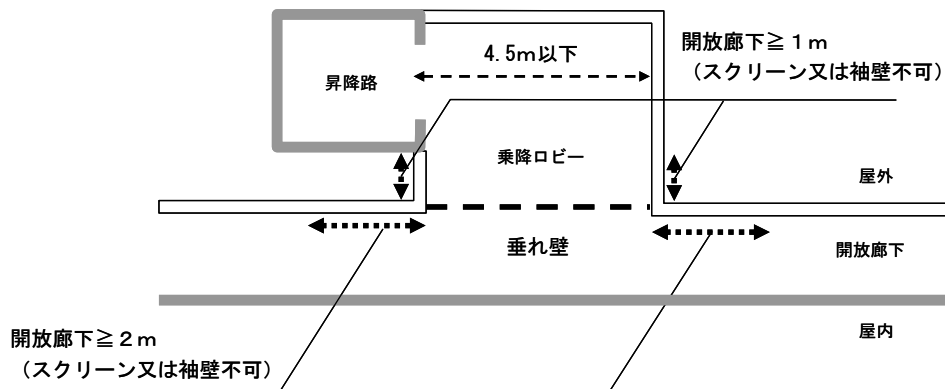


④

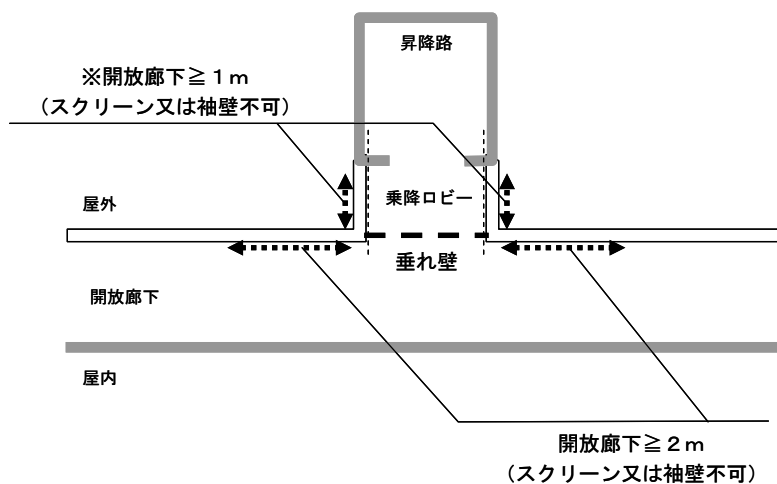


ケース6 垂れ壁を設置する場合

①*



②*



関係法令等	法第36条, 令第112条第11項~第13項
参 考	昇降路防火区画参考図集(H14. 5. 27国土交通省住宅局建築指導課 日本建築行政会議)
実施年月日	H21. 8. 18, H24. 8. 18, H29. 2. 1, R2. 4. 1

ii-21 既存建築物の昇降路の防火区画

既存建築物において、令第112条第11項中「直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分」に該当し、昇降路の防火区画が不要となる場合の取扱いは次の通りとする。

1. 階段室型共同住宅に昇降路を増築する場合

旧昭和49年建告第1580号を適用した共同住宅においては以下の全てに該当すること。

(1) 階段は、同告示第2に定める次の開口部を確保する。なお、階段部分は、両側とも屋外階段に該当する開放性を確保すること。

① 各階又は各階の中間の部分ごとに直接外気に開放された排煙上有効な開口部を設けること。

② ①の開口部の開口面積は、 2 m^2 以上とすること。

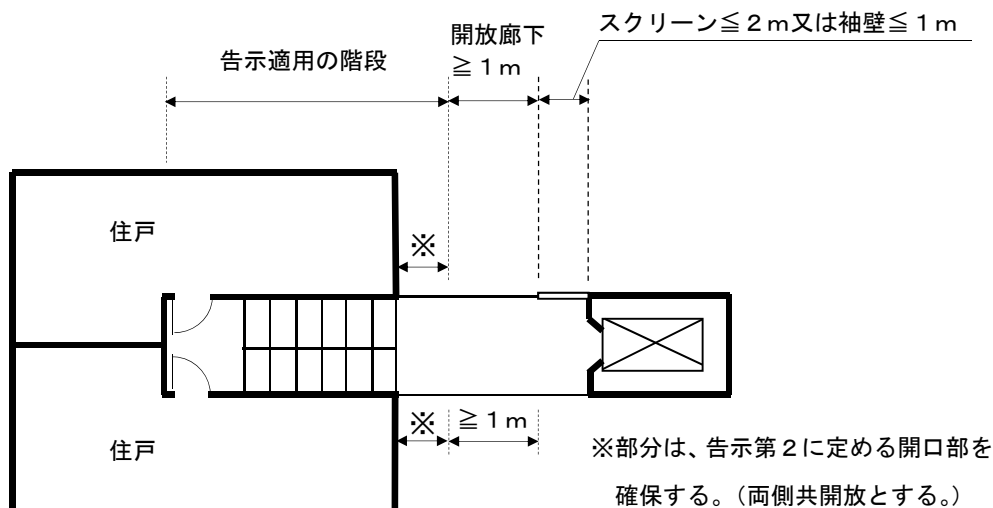
③ ①の開口部の上端は、天井の高さとする。ただし、最上階の開口部については、天井の高さの位置に 0.2 m^2 以上の直接外気に開放された排煙上有効な開口部がある場合は、この限りでない。

(2) 階段と昇降路の間には、長さ1 m以上の開放廊下（両側とも開放されたものに限る。）を設けること。

(3) スクリーン又は袖壁を設ける場合は、その部分から、階段までの間に（2）の開放廊下を設けること。

(4) スクリーンの構造は、本取扱要領 ii-20 「昇降路の防火区画」本文6. による。

(5) 袖壁の構造は、本取扱要領 ii-20 「昇降路の防火区画」本文7. による。



2. 防災計画届出建築物の場合

届出建築物の昇降路及び乗降ロビーその他これらに類する部分が、以下の全てに該当する場合には、当該昇降路は令第112条第11項の区画に適合するものとして取扱う。

(1) 乗場戸は、旧昭和56年建告第1111号に適合すること。

(2) 乗降ロビーその他これらに類する部分は、昇降路を除くその他の部分と、準耐火構造の壁若しくは床又は令第112条第19項第二号に適合する防火設備で区画されていること。

関係法令等	法第36条, 令第112条第11項, 旧 S49.12.28建告第1580号, 旧S56.6.1建告第1111号, 安全条例第10条
参 考	
実施年月日	H21.8.18, R2.4.1

【解説】

1. 本文1. 及び2. は、昇降路の区画に関する取扱いであり、増築にあたっては構造その他の関係規定への適合が必要である。
2. 本文2. は、従前の防災計画において「補助区画」と呼ばれていた部分の取扱いである。防火設備が遮煙性能を備えていない場合には、適用できない。

ii-22 防火設備の連動制御器の構造

連動制御器について、予備電源を有するものにあつては次の1. から3. に掲げる構造とし、予備電源を有しないものにあつては4. に掲げる構造とすること。

1. 防火設備作動の表示窓は、階床及び防火区画（面積区画）毎に1以上設ける他、異種用途区画又は煙感知器連動の防火設備を設けた面積区画にはそれぞれの区画毎に作動の表示窓を1以上設けること。
2. 常用電源の表示（パイロットランプ等）及び予備電源の表示（電圧計等）
3. 試験スイッチ
 - (1) 防火設備の遠隔操作スイッチ
 - (2) 予備電源の点検スイッチ（常用電源は遮断状態とする。）
4. 連動制御器の通電状態が確認できる表示（パイロットランプ等）

関連法令等	法第36条, 令第112条第19項, S48. 12. 28建告第2563号, S48. 12. 28建告第2564号
参 考	
実施年月日	H21. 8. 18, R2. 4. 1

ii-23 防火上主要な間仕切壁が取り付く梁の耐火性能

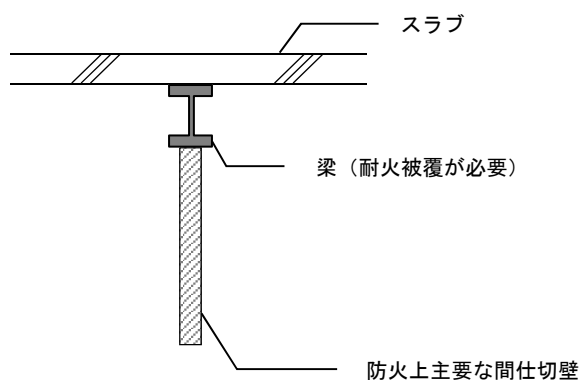
令第114条第2項に規定する防火上主要な間仕切壁が梁下に取り付く場合、この交差部の梁についても壁若しくは梁としての耐火性能が必要である。

関係法令等	法第36条, 令第114条
参 考	「防火避難規定の解説2016 (第2版)」 P. 133、135
実施年月日	R3.9.1

【解説】

防火上主要な間仕切壁は、火災時の小屋裏又は天井裏からの延焼を防止する目的から小屋裏又は天井裏まですき間なく区画することが求められている。

したがって、その主旨から、下図のように防火上主要な間仕切壁が梁下に取り付く場合、その梁には間仕切壁と同様に耐火性能が必要であることから、壁若しくは梁としての耐火性能が必要である。



ii-24 湯沸器等に接続する「排気筒」への防火ダンパー等の設置の禁止

火を使用する設備又は器具に接続して廃ガスその他の生成物を屋外に排出することができるものは、他の法令等で「排気筒」とされるものであっても建築基準法では「煙突」であり、防火ダンパーその他温度の上昇により排気を妨げるおそれのあるものを設けてはならない。

関連法令等	法第28条・第36条, 令第20条の3, S45.12.28建告第1826号第4
参 考	建築設備設計・施工上の運用指針 2019年版 3-1
実施年月日	H21.8.18, H27.4.1

【解説】

煙突には防火ダンパーを設置できないので、防火区画を貫通しないように設置すること。